

薬生食輸発1221第2号
令和4年12月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「輸入鯨肉の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「輸入鯨肉の取扱いについて」(平成26年9月2日付け食安輸発0902第1号(最終改正:令和3年3月29日付け生食輸発0329第1号)。以下「通知」という。)にて取り扱っているところである。

今般、ノルウェー産鯨肉の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、通知を改正し、別添のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

食安輸発0902第1号
平成26年9月2日
(最終改正:令和4年12月21日)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

輸入鯨肉の取扱いについて

標記については、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号にて通知しているところですが、輸入時のモニタリング検査の結果、基準値を超えるディルドリン及びクロルデンが検出されていること、また、過去の検査実績を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととするので対応方よろしく申し上げます。

なお、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号通知は、当該通知をもって廃止します。

記

1. 輸入届出は個体毎とし、部位(筋肉、畝須、皮、舌、尾羽、かぶら骨、肝臓、腎臓、心臓等)別に欄部により届出するよう指導すること。
2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン(総和として。)、クロルデン(cis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和)、ヘキサクロロベンゼン並びにヘプタクロルに係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。

なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。

また、PCBについては、別添に示す要件を満すPCB7の自主検査結果が提出された場合も検査の指導は不要とすること。

(優先順位)

水銀:

肝臓 腎臓 筋肉又は心臓 舌 畝須 皮又は尾羽 かぶら骨

PCB:

皮又は尾羽 畝須 舌 筋肉、肝臓、腎臓又は心臓 かぶら骨

アルドリン及びディルドリン、クロルデン、ヘキサクロロベンゼン、ヘプタクロル:

皮又は尾羽 畝須 舌 筋肉、肝臓、腎臓又は心臓 かぶら骨

3. 本日以降日本に到着する輸入鯨肉について、該当年度の輸入食品等モニタリング計画に基づき、残留農薬項目の検査を実施すること。